慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 翻訳 : W. ロッシャー「国民経済学から見た林学の主要原理」(1854年) |
| Sub Title | Japanese translation : W. Roscher, "Ein Nationalökonomisches Hauptprincip der Forstwissenschaft" (1854) |
| Author | 飯田, 恭(Iida, Takashi)<br>佐藤, 一光(Sato, Kazuaki)<br>塚本, 遼平(Tsukamoto, Ryohei)<br>小野, 竜史(Ono, Tatsuhito) |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 2015 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.107, No.4 (2015. 1) ,p.691(147)- 710(166) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.20150101-0147 |
| Abstract | |
| Notes | 資料 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20150101-0147 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」107 巻 4 号（2015 年 1 月）

資料

# 翻訳：W. ロッシャー「国民経済学から見た林学の主要原理」（1854 年）

飯田　恭　佐藤一光
塚本遼平　小野竜史

以下のテキストは，ヴィルヘルム・ロッシャー（Wilhelm Roscher: 1817–1894）の論文 “Ein nationalökonomisches Hauptprincip der Forstwissenschaft” の全訳である。この論文は当初，*Berichte über die Verhandlungen der Königlich Sächsischen Gesellschaft der Wissenschaften zu Leipzig, Philologisch-historische Classe*, 6. Band（1854），S. 96–118 に発表され，後にロッシャーの論文集 *Ansichten der Volkswirthschaft aus dem geschichtlichen Standpunkte*（1861）に，他の 6 篇の論文と併せて収められた。翻訳にあたってはこの 1861 年の論文集を底本とした。

周知の通りロッシャーは 19 世紀のドイツを代表する経済学者の 1 人であり，いわゆる旧歴史学派の創始者の 1 人とされる。訳出された本論文の中で，ロッシャーは，総じて林業においては農業の場合と比べて労働・資本の集約度が低くなること，それゆえとるべき農政と林政との間には必然的に差異が生ずることを論証する。その際，ロッシャーはとりわけ土地所有の近代化が進行しつつある 19 世紀前半のドイツの分析から，土地所有の近代化が林業には農業の場合ほど適合するわけではないことを論証し，君主（国家）や貴族による森林の所有および高木林経営を正当化しつつ，他方，御料林（国有林）や貴族有林に対する国民の旧来の利用権（林役権）の性急な償却を戒めるのである。ちなみに J. ラートカウは，このロッシャー論文の中に，近代林政における国家への信頼という「ドイツに特有なもの」を見出している〔Joachim Radkau, *Holz: Wie ein Naturstoff Geschichte schreibt*（München: oekom Verlag, 2007），S.144〕。

ロッシャーは本論文において，18 世紀から 19 世紀への世紀転換期に誕生したドイツ林学の創始者たち，すなわちコッタ（Heinrich Cotta: 1763–1844），ハルティヒ（Georg Ludwig Hartig: 1764–1837），プファイル（Wilhelm Pfeil: 1783–1859），フンデスハーゲン（Johann

Christian Hundeshagen: 1783–1834）の文献をしばしば引用している。日本の社会科学界では必ずしも周知とは言えないこの林学者たちの経歴や業績を知る上で，さしあたり片山茂樹著『ドイツ林学者伝』（林業経済研究所，1968年）やK. ハーゼル著（山縣光晶訳）『森が語るドイツの歴史』（築地書館，1996年），235–243ページが便利である。

この訳業の端緒は，慶應義塾大学経済学部・大学院経済学研究科で2014年度春学期に開講された「専門外国書講読（独）」にある。この授業では本ロッシャー論文の輪読が行われたが，その際，学生が作成した訳稿を担当教員（飯田恭）が添削する形でひとまず下訳ができた。春学期終了後，飯田，最後まで授業に参加した履修生・聴講者（塚本遼平・佐藤一光），およびその他有志（小野竜史）が，授業で作成した下訳の校閲を重ね，本訳稿を完成するに至った。なお，この校閲作業は，文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（平成26–30年度，慶應義塾大学，研究プロジェクト名：「ユーラシアにおける『生態経済』の史的展開と発展戦略」）の一環として行われた。

＊　＊　＊

農学，鉱業学，工芸学，商学などといった官房学のあらゆる分野と同様，林学もまた単純な学問でも純粋な学問でもない。林学はむしろ半分は自然科学から，もう半分は国民経済学から借用した諸学説で成り立っており，それらの諸学説は一定の実際的な目的，すなわち森林の持続的な最適利用という目的のために結びつけられているのである。例えば森の地力や植生条件，あるいは様々な樹種の様々な性質や利用可能性，とりわけ森林の直接的な生産に関するあらゆる事柄が自然科学に属する。それに対して，森林生産物価格，純収益の生産コスト，とりわけ地代・資本利子・労働賃金に対する比率，森林経営者の他の人々，すなわち国家と国民一般に対する立場，つまり一言で言えば〔森林の〕生産物の分配，消費，そしてさらには持続的な再生産に関係する事柄は，すべてが国民経済学から借用した諸学説に属するのである。

## 1.

ほとんどあらゆる面で，農業と林業は姉妹関係にあると言うことができる。さて農業に関する国民経済学の諸学説全体において，耕作の集約性への問いほど大きく根本的な重要性をもつ論点はない。いかなる農業にとっても，資本と労働の土地への一定の投入が必要である。他に投入する資本がないとしても，播種用穀粒，農耕器具，肥料，家畜などは必要なのである。国民経済学的に見た場合，諸々の農

〈訳文中の記号について〉

1）　原文における隔字体（ゲシュペルト）は，訳文では傍点をもって示した。

2）　〔　〕型括弧で囲んだ字句は，意味を明瞭にするために訳者が挿入した補訳である。

3）　原注に挙げられている文献について，著者名と著書・論文タイトルとの間にコンマを補い，また追加情報を［　］型括弧で囲んで補った。

耕システムは，とりわけそれらが同一面積の土地に対して投入する資本と労働の多少によって互いに区別される。つまり人は周知のように，広い土地を少しの労働と資本しか使わずに耕作する農業を粗放的農業と呼び，狭い土地を多くの資本と労働を使って耕す農業を集約的農業と呼ぶのである。後者が富裕な，人口密度の高い，高度な文化をもつあらゆる地域において支配的であるとすれば，前者は貧しく，人口密度の低い，あまり開化していないあらゆる地域で広く行われている。人が粗放的農業と劣悪な農業を同義と見なしていたのは，そう古いことではない。例えばエーベリンク——彼は北米の地誌の著述家であり，その名は正当にもよく知られている——は，北米のほぼいずれの州に関しても，農耕が拙劣であることに対して苦情を述べることを忘れない。そこで彼は，犂や馬鍬での耕作が丹念でないこと，輪作や熱心な施肥が欠如していること，その他それに類することを拙劣だとしているのである。しかし国民経済学はそれ以後，とりわけフォン・テューネンの業績[(1)]によって次のような理解に到達した。つまり，農業を集約的に経営しても利益が上がるのは，土地生産物価格が高い水準にあり，すなわち人口が多く富裕であり，市場に近く，そもそもすぐれた国民経済的文化が存在する場所に限られる，という理解にである。このような場所では土地の価格が高く，資本と労働が安価であるのが普通である。だが低い文化的諸段階においては，事情は正反対になる。つまり資本と労働力が不足する一方で，土地はあり余っているのだ。それゆえ人は，どちらの場合においてもうまくやりくりすることを心得ているはずであり，かの地では土地を，この地では資本と労働を節約するように努め，それぞれより安価な農業生産要素をできる限り多く活用しているはずなのだ。

さて私の場合には，テューネンの論じるこの自然法則を次の点でさらに発展させた。すなわち私は，農耕をめぐる社会的な諸関係と立法上の諸関係をそれ〔その自然法則〕に還元させつつ説明しようと試みたのである[(2)]。真に実用的な農業立法体系であればその各々がある一定の農業の集約度を想定して作られており，その集約度が実現する所では有用であり，それどころか必要不可欠でさえある。しかし，人がある立法体系を，農業がそれに対応する集約度に到達する前に，もしくは到達し得る前に採用しようとするならば，それは時期尚早だということになるだろう。〔逆に〕人がある立法体系を，それに対応する集約度が持続する期間を超えて維持しようとするならば，それは時代遅れになったあらゆる諸制度の害を引き起こすことになるだろう。そして，あの古代のプロクルステスが背の低い旅

(1)　v. Thünen, Der isolirte Staat in Bezug auf Landwirthschaft und Nationalökonomie, Bd. I, 1826.

(2)　農耕システムに関する政策と統計についての私の考えは，Rau und Hanssen, Archiv der politischen Oekonomie, Neue Folge, Bd. III und IV [Karl Heinrich Rau/Georg Hanssen, Archiv der politischen Ökonomie und Polizeiwissenschaft, N. F. 3 (1845), N. F. 4 (1846)] にある。

人たち〔の身体〕を長いベッドの上で引き伸ばしたのと，背の高い旅人たちの手足を短いベッドの上で切断したのと，どちらが負傷の度合いが大きかったかを言うのは難しいのである！　――従って，租税や賃借料などの支払い形態のうち，例えば賦役や，不定量で多くの場合持ち分に応じた数量の現物貢租は，比較的高度ないかなる文化段階においても，〔それを受け取る〕権利者たちにとって最も有用性の少ない形態なのであり，また〔それを負担する〕義務を負わされる者たちにとっては最も有害な形態なのである。しかし比較的低い文化諸段階のもとでは，まさにこの〔賦役や現物貢租の〕形態こそが誰にとっても最も好都合なのである。それゆえに，耕地共同体や牧草地の地役権や共有放牧地などは，今日の我がドイツ農民にとって，彼らの土地から多くを獲得する上で最大の障碍を成している。それとは逆に，とりわけ中世において必要かつ唯一可能であったような粗放的な農業においては，そのような諸制度はほとんど自ずからうまく機能したし，害を及ぼすことなど全くなかったのである。「条理が非条理と変わり，善事が苦痛の種となる！」そのため，国民経済学的に見てどれだけの平均規模の農地所有が最良であり，それゆえ立法によって追い求められねばならないのかということについて，無数の論争が繰り広げられているのだ。しかしこの論争はいとも簡単に調停することができる。農耕の集約度が増すにつれて，所与の資本力と労働力とによって耕作されるべき土地面積は，当然次第に小さくなっていくに違いないのである。

2.

さて林学に関して言えば，それをめぐる社会的な諸関係および立法上の諸関係〔の究明〕は，これまでのところたいていの国民経済学者にとって大きな難問であった。林業と農業は明らかに似かよって見えるのだが，しかし人は通常，両者が国民経済学的観点からすると大いに異なっており，農業においては常に変わらず妥当するルールが，林業に対しては諸々の例外を率直に認めねばならないのだと考えている。例えば，農民のためには所有地に対する全く自由な使用を要求するその著述家たちが，森林のこととなると私的所有者に対する様々な国家の監督が必要だという考えにとり憑かれてしまう。また国有地において国家が農業用地を売却することを，つまり私的な産業家に委ねることを要求するその著述家たちが，国有林のこととなると逆にそれが永久に政府の手中にあることを望むのである。なぜなら彼らは私人，とりわけ小規模な私的〔森林〕所有者よりもむしろ政府にこそ，議論の余地なく最も収益の大きい経営が期待できると考えているからである。そして人は農業用地をある限度までなら可能な限り小さく分割したいと望むのであるが，逆に林地については可能な限り大規模な所有を有益であると見なす。このような話は他にも存在する。

さて私は，これらの例外のすべてが，それらが正当な根拠に基づいている限り，極めて単純で一般的な国民経済学的原則に立脚しており，まさしくそれゆえに通則そのものの方

に入れることができるのだと信じている。

あらゆる類似点にもかかわらず，林業は農業と多くの点において区別される。だが我々の目的から見て最も重大な相違点は次の点にある。すなわち森林は，同じ時代そして同じ地域の耕地や採草地などと比べてはるかに非集約的にしか経営されない，という点にである。林産物の方が自然の産物である度合いがはるかに高い。資本と労働は，林産物の生成に対して，農作物の場合と比べてはるかに少ししか寄与しないのである。林業が，今日なおたいていの国々において，しかも比較的高度な文化的発達を遂げた国々においてさえそう行われているように，森は自らが落とす木の葉によって自らの土壌を肥やす。森は自ずから種を蒔くのであり，もし人の手が種蒔きや植栽をもって助力するとしても，そのような仕事は一生に一度ないしは百年に一度で十分なのである。これといった労働が必要なのはほとんど伐採の時だけである。だがこの労働が人間の一生涯のうちに同じ土地で繰り返されることが何と稀なことか！　冬の間に伐採された木材の方があらゆる点でより耐久性があり，より多くの燃料をもたらすなどといった理由から，ふつう人は伐採の時期を，農作業が休みで日給が最も安い冬期にもってくる。[3] しかも伐採作業と更新作業は多くの場合同時に行われるのだ。以上のような理由から，例えばフンデスハーゲンは，7000 モルゲン〔1 モルゲンは約 0.2〜0.5 ha〕の面積の森林につき，1 人の林務官，3〜4 人の森の番人，2 分の 1 人の森林労働者，そして 9 人の木こりしか必要ない，つまり 3 分の 1 平方マイルにつき 14 人の労働者しか必要ない，と計算しているのである！　農耕地 1 モルゲンにかかる耕作，施肥および収穫作業のために，他の数多くの用足しを除いたとしても最低 7〜8 回の運搬が必要であるのに対して，よく木に覆われた 1 モルゲンの森林から 1 年に収穫される木材の搬入のためには，ほとんど 2 分の 1 回の運搬も必要ない。[4] ちなみにこれは，人が耕地のうち〔屋敷から〕最も離れた部分をこれほど林地として選びたがることの一つの大きな理由である。ザクセン王国では農耕地，庭地，ブドウ畑，採草地および放牧地の総計が 178 万 1300 アッカー〔ザクセン王国では 1 アッカー = 0.6443 ha〕であるのに対し，森林は 82 万 7225 アッカーである。しかし，経営に携わっている家族を見ると，森林では 1 万 2215 人であるのに対し，農業用地においては 59 万 8600 人である。つまり農業人口 1 人には 3 アッカーの土地も割り当てられてはいないのに対し，林業人口 1 人には 67 アッカー以上もの土地が割り当てられているのである。[5] ——家畜のような財産は，ふつう林業生産のためには必要ない。さらに，農業経営者が保管場所や最初の加工場所として納屋や打穀場を必要とするのに対し，森林経営者にとって

(3)　Hartig, Lehrbuch für Förster, 8. Aufl. III, S. 29 を参照。

(4)　Hundeshagen, Lehrbuch der Forstpolizei, S. 62, 306.

(5)　Engel, Jahrbuch für Statistik und Staatswirthschaft des Kgr. Sachsen I. S. 28 flg. 244 flg. を参照。

は森林自体がその役割を果たすのが常である。森林における財産のうち最も重要な構成要素である，いわゆる木材資本は，森林経営者の主たる労働，つまり林産物の収穫が行われない時にこそ，自ずから成長するという特徴を少なくとも有しているのである。

さて，とはいえ林業にも非常に多様なシステムがあり，それぞれの集約度は実に様々なのである。敷衍しよう。農業の場合と同様，林業においても，より集約的なシステムがより大きな総収益をもたらすのが常ではあるのだが，この総収益は木材価格が比較的高いという条件のもとでのみ，より大きな純収益となる。それゆえ，集約度が比較的高いタイプの林業もまた通常，比較的高度な文化段階においてはじめて経済的に十分可能となる。他の諸条件が同じであれば，この可能性が最も早く生じるのは，土壌が良い場合か，気候が温暖な場合である。実際に農業において，悪い土壌と厳しい気候が，その他の条件からすれば適当であるはずの集約度よりも低い集約度での経営を一般にもたらしがちであるのと同様にである。——プロイセンではフリードリヒ大王がはじめて普及させた[(6)]皆伐法は，森林を荒廃させやすかった旧来の択伐法よりもはるかに多くの木材・放牧収益をもたらし得る。しかし皆伐法ははるかに規則正しく知的な労働を要求するのであり，それはロシアや北米などのような国々では間違いなく例外的にしか調達できない[(7)]。——高木林の輪伐は，土壌さえ良ければ[(8)]大半の樹種において，低木林の輪伐よりも大きな木材収穫をもたらす。例えばハルティヒは，低木林として経営された場合に年間 50 クラフター〔の木材〕を産出する土地は，高木林経営を行うことによって平均 100 クラフター〔の木材〕を産出できると考えている。バーデンでは，通常見られる中程度の土壌で年間 100 万クラフターのブナ材を生産するために，輪伐期が 90 年であれば 150 万バーデン・モルゲン〔の土地〕しか必要でな

(6)　ローデが 1774 年に王位継承者のためにまとめねばならなかった，プロイセン財政に関する報告書 (Preuß Geschichte Friedrichs II, Bd. IV, S. 446) を参照。より詳しくは，Die Kasseler Annalen der Forst- und Jagdkunde, Bd. II, 1816 を参照。

(7)　択伐は，非常に過酷な気候などにより皆伐が森を完全に荒廃させる恐れのあるような所では，相変わらず適切である。例えば高山地帯や，暴風や雪崩などから人を保護するための森が必要な地域などがこれに当たる。

(8)　土壌の質が悪く，しかもとりわけ浅い場合には，樹木の生長ははるかに早い段階で減退してしまう。つまりここでは輪伐期をより短く調節せねばならず，低木林の方が高木林よりも多くの木材を供給する。とりわけポプラ，ヤナギ，アカシアなどの木々ではそうである。また広葉樹の大半は若木の時に老木になってからと同程度の燃焼力があり，しかも種から育てられた場合には老木になってからよりも燃焼力が高くなる（Hartig, Lehrbuch für Förster II, S. 38 flg. 44; Cotta, Anweisung zum Waldbau, § 63 を参照）。早く真っ直ぐな生長を必要とする最も価値の高い建材は，良質な土壌でしか育たない。非常に過酷な気候条件のもとでは低木林と高木林のどちらがより適しているのかについては，様々な意見がある（Hartig, II, S. 44; Cotta, a. a. O., 7. Aufl., S. 106 を参照）。高齢期にまばらとなり，それゆえ土壌が乾いてしまうなどの問題が起こるマツやシラカバといった樹木は，当然非常に長い輪伐期には適さない。

いのに対し，輪伐期が30年であれば281万1000モルゲン必要であると計算されている。これに，さらに他の多くの要素が加わる。最も高価な建材こそがまさしく長い輪伐期を要求する。実際，とりわけ種から育った木の方が，ひこばえから育った木よりもふつう良質になるからである。[9] さらに，森林の副次的利用のうちの大部分は，低木林では全く行われないか，あるいは高木林の場合よりもはるかに少ない程度にしか行われない。このことは，特に森林がもたらす肥育飼料について当てはまる。落葉は確かに輪伐期が短い方が長い場合よりやや多くなるが，老木からの方がむしろはるかに木に損害を与えることなく落葉の一部を採集できる。林内放牧地の豊富さは，輪伐期が比較的長いことにではなく，樹冠があまり閉じていないことにかかっている。それゆえ林内放牧地は，萌芽林において，しかもとりわけ択伐経営において，高木林の場合よりも豊富に見出されるかも知れない。もっとも輪伐期が短い場合には，〔家畜を入れない〕幼樹保育期間がより頻繁に訪れるのであるが。オーク樹皮の皮なめし剤としての効力は若木の頃が最も強いのに対し，樹脂やタールを得るには明らかに老木が最適である。[10] しかしながら，高木林は資本と労働とをより多く投入することを要求しもする。ザクセン王国で用いられている土地税の模範的な査定規準に従えば，植林費と監視費として，1アッカーあたり針葉樹林[11]には年間5 1/4ターラー，広葉樹高木林には3 1/4ターラーかかるのに対し，広葉樹低木林には1ターラーかかるに過ぎない。そして高木林の〔長い〕輪伐期自体がすでに，森林からの収穫をはるか先に延ばすことによって，〔低木林の場合よりも〕はるかに多くの資本の投入を，しかもその場合，必ずしも積極的に土地に植え込まれた木材資本ではなく，消極的にそこに放置された木材資本の投入を意味しているのである。[12] 例えばフランドル，ノーフォーク，ロンバルディアで一般的に行われているような，はるかに集約度の高い園芸林業については，ここではついでにその存在に言及するだけにとどめよう。

〔以上のような林業の集約度の多様性〕にもかかわらず，一般的に言えば，上述の通り，我が林業は農業よりも常にはるかに遅れている。このことには，2つの重要な事実が説明要因として関連している。

森林も確かに悪い土壌よりも良い土壌においてより良く繁茂するが，総じて森林は，穀物やそれに類似した植物にとっては悪すぎる土壌にも少なくとも耐えはするということは，

(9) Cotta, Anweisung zum Waldbau, §. 77.

(10) Cotta, a. a. O., 7. Aufl., S. 229, 234, 26; Hundeshagen, [Die]Waldweide und Waldstreu [in ihrer ganzen Bedeutung für Forst-, Landwirtschaft und National-Wohlfahrt], S. 17.

(11) 周知のとおり，針葉樹には低木林経営を適用することはできない。

(12) 要するにこのことは，比較的高度の文化段階にあるあらゆる牧畜が採用する次のような方法にも合致する。すなわち，雌馬や雌牛などを比較的遅くに交尾させ，それゆえに家畜利用の重要な部分を先延ばしにし，それと引き換えに良質な家畜を得ようとする方法である。クローバー畑を最初の一年間は全く刈り取らないベルギーの方法も非常に類似している。

ともかく十分に知られている。樹木は地中へと実に深く根をおろし，樹冠を空へと実に高く伸ばすので，表土層に含まれる栄養分だけが樹木にとってもっぱら重要だというわけではないのである。[13] ブナは特別に根を深く張る樹種に属しているわけでは全くないのだが，それにもかかわらず，例えばハルティヒは，60フィートの深さの石灰採石場の底の部分に，この採石場の上に生えているブナの根っこを見た。[14] そういうわけで森林は，人口の増加に伴い至る所でますます国土のうちのより不毛な部分，すなわちいわゆる絶対的な林地やとりわけ山の尾根に限られていくのである。同じ面積の土地であれば，傾斜した土地の方が水平の土地よりも空間が大きくなるためより多くの木材を産出するということに人が気付いただけに，[15] 森林はよりいっそう山の尾根に制限されるのだ。〔また〕大きな石は木の生育にとってしばしば都合が良い。実際に森林はふつう完全になめらかな地面よりもでこぼこした地面の方を好むのである。[16] さてそして，他の条件が同じであるならば，悪い土壌は良い土壌に比べてより集約度の低い経営しか必要としない，というのが周知の法則なのである。——それに加えてさらに，林産物はふつう，同じ価値の農作物よりもはるかに大きなかさをもつ，という事情がある。確かに林産物の間にも大きな程度の差が存在しはする。ある樹木に特有の発熱量が大きければ大きいほど，その樹木は市場から遠いところでも不利益なしに生産され得る。より輸送に適しているのが建築用材であり，比較的高価な工作用木材はなおさらである。炭焼き業は地理的に辺鄙な場所にある森林を，経済的な意味で市場に近づけることに成功している。というのも，木材が上手に炭に加工された場合，発熱量よりも重量と体積の方がはるかに減るからである。[17] またそれよりさらに遠くにある森林からであっても，少なくとも樹脂，タール，ピッチを，そして最後には少なくとも〔木灰からとれる〕カリウムを取り寄せることができる。[18] これらは森林経営者にとって，穀物生産者にとって蒸留酒が果たすのと，あるいは畜産業者にとって皮革，羊毛，獣脂，ツノが果たすのと同じような役割を果たす生産物である。しかしそのようなあらゆる例外にもかかわらず，フンデスハーゲンが，我々の気候条件のもとで一家族が家内で必要とする木材以

---

(13) Cotta, [Die Verbindung des Feldbaues mit dem Waldbau oder] Die Baumfeldwirthschaft, S. 51 を参照。

(14) Lehrbuch für Förster I, S. 42.

(15) Hartig, Lehrbuch für Förster I, S. 44.

(16) Cotta, Anweisung zum Waldbau, 7. Aufl., S. 242 flg.

(17) Hartig, Lehrbuch III, S.82 によると，乾燥したブナ材は炭化によって 100 立方フィートから 30 立方フィートまで，3,906 ポンドから 840 ポンドまで減量する。乾燥した松材は 100 立方フィートから 34 立方フィートまで，3,600 ポンドから 578 ポンドまで減量する。

(18) フォン・ヴェルネックの調査によると，100 ポンドの柳は 0.3 ポンドのカリウムをもたらし，100 ポンドのサンザシは 0.09 ポンドのカリウムをもたらす。それ以外のドイツの全樹種はこの両極の間に位置している。

外のすべての生活必需品を合わせても，そこで必要な乾燥した木材の約半分ほどの重さにしかならない，と考える時，これを誇張だと言うことは難しい。[19] 林産物のこの際立ってかさばる性質からして当然，それは取引にはあまり適していないということになる。特に燃料用材の需要は，地方間の分業やましてや国際的な分業という方法によっては，めったに充足され得ないのである。このことは，低い文化段階にある国民経済のもとではほとんど普遍的に見られるものの，より高い文化段階においては農産物について大方見られなくなっているような事情を再び思い起こさせる。私は特に，互いに決して遠く離れているわけではない諸地域の木材価格の間にときおり存在する巨大な相違を思い出す。例えばバイエルン〔王国〕において，1840 年に，イーザル郡は 1 クラフターあたり 6 グルデンから 9 グルデンに値上がりしたと言って激しい木材価格の高騰に苦情を申し立てたのだが，この時ライン郡は 15〜18 グルデンというかつての「安い」木材価格を懐かしんだのである。[20] ルードハルトによれば，アルトバイエルンには〔木材が〕1 クラフターあたりたったの 30〜40 クロイツェル〔1/2〜2/3 グルデン〕しかかからない場所があったのだという。

他方で，森林の私的経営の純収益が，絶対的な金額として見れば全く少額であるとは言え，総収益の中で非常に大きな割合を占めているとすれば，このことは集約度が低いことの一つの帰結であると言えよう。フンデスハーゲンによれば，その生産費用は平均して総収益のわずか 32 %であり，その結果，純収益は総収益の 68 %に上るのだという。[21] 国有林行政に関する公式の発表は，総収益に占める生産費用の割合をバーデンでは 42 %，ヘッセン＝ダルムシュタットでは 41 %，ヴュルテンベルクでは 34 %，ベルギーでは 19 %，フランスではなんとわずかに 13 %であるとしている。ベルギーとフランスでこれほど生産費用の割合が低いのは，そこでは〔木材を〕立木のまま売ることが通常だからである。[22] 人は農業においても，それがより低い集約度で営まれるほど生産物の総額はその分小さくなるものの，この総額が生産費用を超えてもたらす余剰は逆にその分だけ大きくなるのを見る。「生活の糧を樹木から摘み取るだけでよい」ある南洋の島においては，純収益は総収益の 90 %を超えると見積もられ得るかも知れない。一方，シュヴェルツによると，ベルギーの農業においてそれは 27 %を少し超える程度なのである。[23] 森林から得られる収穫物の一部は，今日なおたいていの国において，完全にタダで与えられる自然からの贈り物である，すなわち原生林の時代の残余であると言っても差支えないだろう。同じ生産費用の商品が同じ交換

(19) Forstpolizei, S. 16.
(20) Rau, [Lehrbuch der] Finanzwissenschaft I, §. 150.
(21) Forstpolizei S. 38.
(22) Rau, Finanzwissenschaft I, §. 142 の数値を参照。
(23) Schwerz, [Anleitung zur Kenntniß der] Belgische[n] Landwirthschaft II, S. 398ff.

価値をもつ中で，あらゆる商品が収斂していく価格水準というものが，実際に森林と農地との間に成立している地域はあまりない。非常に多くの場所ではいまだに，1アッカーの森林はその主人に，同じ地質で同じ立地条件の1アッカーの農地ないし採草地よりも少ししか〔収益を〕もたらさない。なぜなら，木材の供給量は穀物や家畜などの供給量と比べていまだに大きいからである。

それゆえに，優良でその時代に合った林業が，やはり優良でその時代に合った農業と比べて，経営の集約度という点で常に数段階，ひょっとすると数世代ないし数世紀も遅れていることを考慮するならば，人は農業がすでにかなり前あるいは少し前から必要としなくなっていた数多くの社会的諸制度が林業にとってはなおふさわしく，いやそれどころか必要不可欠でさえあり得るということをもっともだと思うであろう。

3.

どこにおいても，土地に対する私的所有権は資本の所有よりも歴史が浅い。[24] 後者について，あらゆる資本が過去のいずれかの時点でその所有者自身あるいはその前の所有者によって生産されたのだということ，そしてそれはいついかなる時にでも消費され得るのであり，それゆえ所有者の側の不断の節制と節約という行為を通じてのみ保持され得るのだということは，容易に理解できる。ここにおいて，生産と倹約の意欲が完全に阻喪してしまわないために私的所有が必要なことは誰の目にも明らかとならざるを得ない。それとは逆に，土地は人間によって生み出されるわけでもなく，また人間によって消費され得るわけでもない。土地は，元はと言えば自然からの無償の恵みなのである。それゆえ我々は狩猟民や牧畜民においても，土地が何らの私的所有も伴わずに共同で使用されていることを見出すのだ。つまりここでは土地全体がとてつもなく広大な共同猟区であるか，とてつもなく広い共同放牧地なのである。後に農耕が広まり，土地に対する一定の資本と労働の投入が広く行われるようになると同時に，一定の所有権の保障が必要となる。少なくとも犂ないし草刈鎌〔が及ぶ範囲〕についてはそうである。もちろんその他に，恐らく開化があまり進んでいないあらゆる民族においては，かつての土地共有制と完全な私有制との間の過渡的段階にある数多くの制度が支配的であったと考えられる。そのようなものとして〔まず〕家族，農場領主，封主などが有した上級所有権（dominium directum）がある。それはいわゆる所有者（dominium utile）〔の権利〕を幾重にも制約しているため，その所有者はある意味で単なる終身の用益権者と理解されても良いほどである。〔また〕そのような過渡的制度と

(24) 私の講演（Berichte der historisch-philologischen Klasse der K. Sächs. Gesellschaft 1852, S. 132 ff.）を参照。［また，］私の System der Volkswirthschaft[: ein Hand- und Lesebuch für Geschäftsmänner und Studierende], Bd. I, §. 87ff.［も参照］。

して耕地共有制〔もある〕。それは共同体が有する類似の上級所有権であるが，〔そこでは〕特に放牧地のように何らかの形で共同利用される〔部分が〕すべて永続的に共同で経営されているのはもとより，耕地までもがときおり共同体成員の間で割り替えられねばならぬ状況に至っていることが珍しくない。それに加えて，広大な面積をもち深い意義を有しているのが国有地および団体所有地なのであるが，それらもやはり私的所有からはほど遠いものなのである。――〔このような段階の〕後に人口が増えてその需要が増し，その結果土地からより多くのものを獲得する必要に迫られ，土地をより集中的にそしてとりわけより継続的に資本と労働で満たすようになると，それに従って私的所有もまたより鮮明な形に発展せざるを得ない。集約度を増したあらゆる農業は様々な上級所有権の償却，共有地の分割，分散した土地の統合などを目指さずにはいない。そうすることで農場主の増加する労働が，他者の横槍によってあらゆる計画性と活力を失うことがなくなり，そしてますます増加する資本投下から得られる収益が，それを単独で行った者に，やはり排他的かつ確実に帰属するようになることが望まれるからである。このような努力は周知のように「土地所有の流動化」という言葉で総括されるが，これは土地を資本と法律上同列に扱うことなのだ，と説明すれば最も分かりやすい。しかし今日においてなお土地所有がそのような意味で資本所有ほど発展している地域はどこにも存在しない。例えば資本の家族世襲財産とか，そもそも〔分割や他者への譲渡が不可能な，〕法律によって封鎖された資本などというものがいかに稀なことか！

さて森林は中世において，思うがままに占有された状態を，耕地よりもはるかに長く維持した。近隣の土地所有者たちはそれどころか，開墾によって耕地が拡大され，猛獣の自然の巣が縮小されることをしばしば願わずにはいられなかっただけに，その分一層自分たちの森を惜しみなく提供するのが常であった。多くの地域において，木がまだ無償で手に入れられ，それは「自ずと成長するものだ」などと言い得た時代の記憶が国民の中になお生き続けている。そして断じて盗人になろうとしているわけではない多くの者でさえもが，粗野な国民経済的時代錯誤の結果，森林盗伐を窃盗だとは考えないために，森林保護に対する大きな不利益が生じているのだ。さもなければ，バイエルン王国のラインプファルツでは例年 4 人につき 1 件の，バーデンでは 5〜6 人につき 1 件の森林盗伐が起きているなどということがあり得るだろうか？　――今日でもなお森林の大半は，国家の所有のもとにあるか，あるいはいわゆる死手，〔すなわち教会などの永久所有〕のもとにある。〔その割合は〕，例えばハノーファーでは 89 %，クールヘッセンでは 90 %，バイエルンでは 58 %，ヴュルテンベルクでは 70 %，ヘッセン・ダルムシュタットでは 70 %，バーデンでは 69 %であり，フランス（1834 年）においてさえなお約 48 %に及ぶ。森林がいわゆる御料林化（Inforestation）を通じて帝室領地あるいは後の領邦君主の領地に編入されると，――これは間違いなくかつての共同利用の制度を，今では全く有害と

なってしまった従来の形をとらずに維持するための最も自然な解決策であった[25]——残りの近隣住民は自分たちのかつての共同所有権が多種多様な林役権へと変容するのを見た。御料林化（Inforestierung）と林役権とは，実際のところ，同じ経済的事象の2つの異なる側面であるに過ぎない。しかも，そのような林役権は依然として大きな重要性をもっているのだ。例えばバイエルンでは国有林から，膨大な木材収穫の15 2/3 %が無償で，またさらに15 1/2 %が契約で定められた，しかし極めて低い価格で〔林役〕権者に分与されねばならない。〔その割合は〕ハノーファーでは32 %に上る。プファイルによれば，〔プロイセン王国の〕ライン州のいくつかの地域では，森の樹皮から得られる収益が木材から得られる収益と同じくらい多い。この著者は針葉樹の敷き葉の収益を，年間1モルゲンあたり10銀グロッシェン〔1/3ターラー〕から2ターラー，平均でも1ターラーと見積もっており，林内放牧地の収益についてはたっぷり1/4ターラーないし1/3ターラー以上と見積もっている。粗朶や根株・切り株〔の収穫量〕は，良い林分においては1万モルゲンあたり年間およそ1000クラフターにも達するだろう[26]。このような次第であるから，人が林役権者を森林の共同所有者だと見なすのも全くの的外れとは言えないであろう。こうしてまた個人の利益と国民の利益との間の表向きの矛盾も解消されることになる。人はふつうその矛盾を，高木林経営が一国の木材需要を最少の面積の土地で充足するのに対し，個々の森林所有者にとっては，あるところまでは輪伐期を短くすればするほど利益が大きくなる，という点に見出す。〔だが〕結局のところ個々の森林所有者は，後者の〔低木林経営の〕場合においては，絶対量としてより少ない森林収穫物しか得られぬもののそれを独占的に利用できるのに対し，前者の〔高木林経営の〕場合においては，絶対量としてより多い森林収穫量を得られるもののそのうちから他の多くの人々に分け与えねばならないということになるのだ！

4.

所有権と当然に関係しているのが，処分の自由（ius utendi et abutendi）である。これもまた林業においては，比較的高度な文化段階にある農業の場合と比べて，はるかに少ししか発達していない。確かに，林業の粗放的な性質は処分の自由をはるかに少ししか必要としておらず，いやそれどころか将来になってようやくそれに堪え得るようになるに過ぎない，と主張し得るのである。経営が状況の急速な変化に備えねばならなくなるほど，すなわち投機の余地が大きくなればなるほど，経

（25） 同様の事象は開化があまり進んでいない国々で，今日においてなお観察され得る。例としてクルディスタンが挙げられるが，そこでは首長たちが，例えばバグダッドなどから来た余所者の投機家から，共有林利用の対価としてかなりの金額を脅し取っている（K[C?]arl Ritter, Asien, IX, S. 609）。

（26） Pfeil, Grundsätze der Forstwirthschaft in Bezug auf Nationalökonomie und Staatsfinanzwissenschaft I, S. 103, 162, 168, 173.

営の自由はあらゆる産業部門にとって明らかに一層不可欠なものとなる。さてしかし森林は，ほとんど促成が不可能なそのゆっくりとした成長速度のゆえに，またふつう販路が大変限られているために，全くもって投機家向きではない。せいぜい森林を過度に間伐して得られる収穫くらいしか，投機家にとって魅力のあるものはないというのが常である。林業はその点で，園芸農業や同様の生業と際立った対照を成すのである。

とりわけ林役権者による森林所有者に対する制限ということに関して言うと，林役権者はむしろしばしば，自らの権利の対象を消滅させてしまいかねない森林破壊を防止するための監視人としての役割を果たしてきた。中世末の頃には，林役権者階級がたいていの場合低い身分に属しており，政治的に弱い立場にあったからこそ，国家による行政的な森林統治権が必要となったのである。もっとも今日ではいくつかの林役権について，それが有害であることが証明されている。例えば，広葉樹の敷き葉の農業経営的価値は，同じ重さの敷きわらの 26〜36 %である。そしてブナの高木林から毎年 1 ツァントナー〔100 ポンド〕の敷き葉を取り去ることで樹木の成長は 3〜7 立法フィート分減る。従って，3〜7 立方フィートの木材が 26〜36 ポンドの麦わらよりも高い価値をもっているとすれば，そこでは敷き葉採取権を継続することが国民の富にとって明らかな損失をもたらすことになるのである。(27)——だがむしろ，多くの林役権が十分に成長した高木林にとって有害となるのは，それらの行使が警察沙汰になるような権利の濫用を誘発するような場合に限られるのである。人が権利の濫用を防止するすべを心得ているところでは，例えば林内肥育は〔森にとって〕有害でないのみならず，むしろ森に追い込まれた家畜の糞によって森の役に立ちさえする。同様に豚も土に穴を掘る行動を通じて森が草地になるのを防止し，多くの森の害虫を駆除し，また次の樹木の種が育つのを促進するのである。粗朶や根株・切株は，もしそれに該当する林役権が存在しなければ，多くの場合国民経済にとって無きに等しいものとなってしまうだろう。というのも，その採集を日雇い労働者を使って行おうとしてもそれは概ねほとんど不可能だからである。同じことはコケモモなどの採集権についても認められる。森林における草刈り権は林務官を彼らの最悪の敵の一つ，すなわち下草の成長から解放してくれる。(28)このような例は他にもある。——そうだとすれば，私が林役権の償却は全体として耕地に関する地役権の償却よりもずっと後になってから行うべきだと考え，また性急な償却はいかなるものであっても行わぬよう切に勧めるのも，正当化されるであ

(27) Hundeshagen, Waldweide und Waldstreu, S. 20. 52. 注意深く行われた林内放牧は，ブナの高木林において木材収穫量の 11 分の 1 を減少させ（[Johann Christian Friedrich] Meyer, [Abhandlung über die]Waldhut [in ökonomischer, forstwirthschaftlicher und politischer Hinsicht], S. 293），また樹木に覆われていなかったならばその同じ土地が産出し得たであろう家畜飼料の平均 10 分の 1 を提供する（Hundeshagen, a. a. O., S. 68）。ここでも計算は容易である。

ろう。さもなくば，国民経済はいとも簡単に，森林の側で得をするよりも多くを耕地の側で失うことになるのだ！　また，森林においては大部分の林役権者が下層階級に属しているのに対し，〔林役権を与える側の〕義務者が財団，御料地，大所領であることも，見落とされてはならない。耕地における地役権の場合とはまさに正反対なのである。それゆえ，森林〔所有者〕の利益のために一方的に行われる不当な償却はすべて，貧者たちの僅かな生活の糧をなお一層制限することになるだろう。しかもその貧者たちとは通例，貨幣で支払われた償却資本をいとも簡単に使い果たしてしまい，その後木材などに対する以前と変わらぬ差し迫った需要を窃盗によって満たしかねないような質の悪い家長なのだ。人はたいていの場合において，森林所有に付随する林役権を完全に償却するのではなく，それを適度に規制し固定化することで満足しなければならない，ということこそが，まさしく森林所有の性質に照らして，かくも重要な事実なのである。

中程度の，いや比較的高度な文化段階においてさえなお，国家行政は私人の森林経営に対して，農業について聞き知るよりもはるかに頻繁に干渉するのであるが，このことは恐らく第一に，林産物が非常にかさばり，そのため燃材や建材のような不可欠の生活必需品がかくも流通に適さないことに起因している。実に多くの地域がよく考えずに森林を開墾することによってまさに絶望的な状況に陥り得るのだが，その地域にとって他地域からの〔木材〕輸入は，その輸送費用が工面できないほど跳ね上がるためにほとんど助けとならないだろう。それゆえここに，かつて人が本格的な穀物取引を当てにできるようになる以前に，全く正当にも国家権力を穀物の作付けやその備蓄などに対する入念な監視，いや保護監督へと動機づけたのと同じ理由が今なお存在するのである。我々の〔論ずる林業の〕場合には，その理由は一層重要である。なぜなら，穀物が〔成熟までに〕数週間しかかからないのに対して，木々は完全に成熟するまでにむしろ何年もの期間を要するのであり，それゆえ木材不足は，穀物不足がせいぜいいくばくか続き得るよりもはるかに長期間にわたって続くと考えられるからである。――〔国家行政が介入する理由として〕さらに，ある一地域を森林で覆うのか，あるいはそこにある森林を伐り払うのか次第で変わってくる様々な，そして極めて重大な気候上の帰結が付け加わる。周知のように軽率に〔森林を〕開墾することで，ある一地方全体が適度な平均湿度を失い，逆にとりわけ春ともなれば〔それまでの〕2倍の頻度で洪水に見舞われることともなり得るのだ。河川は底が浅くなって砂に埋もれ，山腹全体の表土層が削り取られ，肥沃な谷筋は石ころで埋まり，暑気と寒気の交代は破壊的な結果

(28)　あちらこちらで林内肥育は，望ましい針葉樹の造林を妨げるかも知れない。同様に林内放牧は，より大きな面積の保育林区を必要とするよりよい森林システムへの移行を妨げるかも知れない。植林権もまた，それがその土地にとってあまりふさわしくないある特定の樹種について認められるならば，有害となり得る。〔だが〕これらは例外であり，原則を覆すものではない。

を伴いつつその度を増していく，というようなことにもなり得るし，また嵐，雪崩，砂の飛散などに対する必要不可欠の防塁が失われるということにもなり得る。〔これらは〕明らかに，まさしく公益に関わる重大な問題なのであるが，森林所有者はそれらの問題を認識していたとしても，私利私欲のために何らそれらに配慮しないということが極めて多いので，疑いの余地なく行政による介入が必要となるのである。(29) これらのことは農業経営に対しては全くと言ってよいほど当てはまらないが，それは耕地と牧草地〔に生育する〕植物が〔樹木と〕比べて小さく短命であることと関係している。

5.

大農場の概念を，国民経済学は，コンパスと測鎖を使って決めるのではなく，その時代に適合した経営が必要とする資本と労働の量によって決める。ここに経営体が農耕の集約度が増すにつれて縮小せざるを得ない理由がある。というのも，国民経済のどの段階や状況にとっても農場の最適規模というものが存在し，人はそれを上回っても下回っても損失なしではいられないからだ。営林においては，この適切な規模は幾何学的にもちろん農業の場合よりもはるかに大きい。そう，大規模のまとまった森林はしばしば実に特別な利点を提供するのだ。確かに人はそこで，土地1モルゲンごとにそれぞれ最適な種類の樹木を植えることができるわけではないし，また1本1本の樹木のそれぞれに最適な空間を与えられるわけでもない。そうして必ず，大量の草木が枯死してゆくのである。しかし森全体を，はるかに少ない労苦でもって家畜や人間から守ることができるし，そもそもより安価に経営できるのだ。——1アッカーの森一つ一つは林務官に少ししか仕事を与えないため，大きな森林が存在しない時に学問的素養のある林務官身分が維持され得るのかどうかは，少なくとも不確かである。森林所有地をより広範にわたって分裂させてしまうと，きちんと規制された，しかも長い輪伐期を伴う区画伐採経営はほとんど不可能になりかねない。(30) 様々な理由から，国家はいまだに，誰よりもまず富裕な大土地所有者にこそ，国民経済全体に対して現在および将来にわたり真に配慮の行き届いた森林の取扱いを行うことを期待し得るのである。通常そうした大土地所有者にとって，自分の土地に植林するのが最も好ましい。そうすれば彼らは，最少の資本を実際に投入するだけですみ，最も簡単に経営管理を行うことができ，また自ら監督を，しかも狩猟を愉

(29)「政府は，ある世代の気まぐれから，先行する世代の所産と，後続する世代の希望とを保護する権利を有する」と，あるナポレオンの法律がその趣旨において述べているように。

(30) 1モルゲンの小森林の輪伐期が100年に設定されたとすると，人は毎年1 4/5平方ルーテ［1平方ルーテは約9〜21m$^2$］しか伐採させられなくなり，労働力雇用や会計処理などの負担が不釣り合いに大きくなる。さもなくば，50年ごとにしか主伐を行わないなどという事態となり，このことはいかなる私人の家計にとっても好ましくはないだろう。

しむ片手間に行うことができるのである。彼らの大きな富は，木材資本が立木のまま長い間未回収であることにも容易に耐えられるであろう。そもそも，通常彼らの財産が家族の世襲財産として拘束されているために，彼らは自らの経営の現在についてのみならずその遠い将来についてもよく考えるものなのである。そして真の貴族階級から，人は何よりもまずこう望んでよいのだ。つまり彼らであれば林役権を，公正で本来の目的に適った観点から見てくれる，と。

最近の国民経済学者が土地世襲財産に対して投げかける非難のうちほとんどすべてが，森林世襲財産には少ししか，あるいは全く当てはまらない。例えば林地は，世襲財産でなかったとしても抵当に入れるには適さないだろう。債権者は，債務者が過度の間伐を通じて抵当に入れた木材資本に手を付けてしまうのではないかという不安を永遠に抱え続けねばならないだろう。確かに世襲財産は土地の活発な取引の妨げとなってはいるのだが，人はそれにはどのみち躊躇を覚える。というのも，生産も消費もできず，貯蔵も輸送もできない土地というものは，実際の取引にはあまりふさわしくないからだ。土地取引が土地投機になるところ，すなわち人が経営するためにではなくすぐさま転売し差額をくすねるために〔土地を〕購入するところでは，農業もまた確実に衰退する。もっとも森林の場合には，そのような乱用ははるかに危険なのであり，はるかに早く察知されねばならない。そのため森林においては，林業の一般的な性質のために，土地所有者の移り変わりが非常に遅いことが，有害な結果よりもはるかに多くの有益な結果をもたらすのだ。同様のことが〔土地〕分割にも当てはまる。我々は，概して大きな森の方が小さな森よりも比較的簡単に良い経営ができることを見てきたわけだが，〔そのことからして〕森の相続分割が国民経済の役に立つというようなことは例外に過ぎないのである。またこのことは共有林にも当てはまる。共有林の分割が有益なのは，分割された個々の林地がきちんとした経営を許容するだけの十分な大きさにとどまる場合だけなのである。つまり，比較的高度な文化段階においては共有放牧地の分割がほぼ常に有益であるのだが，このことは共有林に関しては全く例外的にしか当てはまらないのだ。

## 6.

発展の途上にある諸国民が通常大きな国有地をもち，そこから国家の需要の大半を賄うものだ，というのは周知の事実である。実際このことは臣民にとって最も負担が少ないというばかりでなく，国家にとっても，国民全体になお現物経済が支配しており，中央集権化がなおほとんど始まっていない限り，最も好都合なのである。誰もがもっぱら自分で直接農業をして暮らしを立てているところでは，政府は自身が最大の農業経営者であり土地所有者であるというのでない限り，半ば存在しないも同然なのである。——だが文化が進歩するにつれて，国有地からの収入は他の財源からの収入に対して相対的に少なくなっていくばかりでなく，絶対量としても通常国有地

のますます大きな部分が私人に譲渡されていくのである。[31] 我々はこの発展の道筋を支持したりそれに反対したりする政治的諸理由については全く考察しない。だが純粋に経済的に見た時，最高度の文化段階が要求するような農業の集約性が，国有地においては，しかもとりわけそれが国家官吏によって直接に経営されている場合には，極めて稀にしか達成されないということには，ほとんど疑問の余地はないだろう。通常の私的経営者が自らの利益のためにやる気を起こすのと比べると，通常の官吏がその職務への熱意からやる気を起こすのははるかに難しいことなのだ。いずれにせよ官吏による経営は上からの細かい指示を必要とするのであり，その指示は怠惰な者を鼓舞し不真面目な者を統制しているのと同じレベルで，優秀な官吏をも縛り付けてしまうのが常である。創意工夫，特別の事態の予測，そしてとりわけ文字通りの投機が重要な役割を果たすようなところでは——最高度の文化段階における農業はまさしくこれに当てはまるのだが——，官吏の服務規程は，それに固有の承認手続きや点検手続きなどを伴いつつ，最も良好なケースでさえせいぜいのところ凡庸な経営しか保証しない。さらに，政府が，発展しつつある経済の諸要求に見合うだけのより多くの資本を自らの農場に投入するために蓄財したなどという話は，間違いなく極めて稀な例外でしかない。このことを国民への相当な課税によって行う物理的な可能性は否定できない。優秀な技師に国家賦役という形で国有地経営を強要することを考えることができるのとまさしく同様にである。だが我々が間もなく見るように，この二つの方法が，国民の資本と労働力を自由な私的経営という形で国有地に誘致するという今日の通常の方法に対して有する関係は，いわゆる共産主義的な基盤の上にある労働組織が真に有機的で自由な国民経済に対して有する関係と同じになるであろう。そうした理由からアダム・スミスは，文明化した国においては，君主の土地からの収入は，それが個々人にとって全く負担ではないように見える場合でも，社会全体にとって見れば，恐らく国家の他の部門からの同じ額の収入よりも実際には大きな負担になる，と述べているのだ。[32] 実際に，比較的高度に開化した諸国家の多くは17世紀末以来国有地の自己経営をますます放棄し，その代わりに国有地を賃貸に供するようになった。賃貸借契約はますます長期にわたって結ばれるようになり，賃借人にとって安全なものになっていったため，国有地の売却の決心がつかないところであっても，国有地の利用において，私的経営にますます自由な余地が与えられることとなったのである。

これらすべての〔私有化の〕諸理由を政府の森林について適用するのは，農地に適用する場合と比べてはるかに難しい。確かに森林に

(31) 中世の貴族の時代に御料地の縮小に貢献した有力者たちによる強奪は別として。

(32) Wealth of Nations V, Ch. 2, 1. ここでこの本の著者が特に念頭に置いているのは，数マイル進んでも一本の木も見つからぬようなフォレスト，すなわち巨大な林間空地である。

ついても，国庫のもとにある場合には私有されている場合よりも少ししか利益を生まないという主張がしばしば聞かれる。しかし例えば1831年から1835年にかけて売却されたフランスの国有林がかつてもたらしていた純収益は，私人が支払った購入代金の3.5％の利子に相当するのである。[33] この比率をそれ以外の土地売却の際に見られる一般的な比率と比較するならば，私人による経営の方が〔国家経営の場合よりも〕林業からはるかに多い純収益を生み出せるとは必ずしも言えないことが明らかとなる。人は，まさしく国有林こそが林役権によって最も重い負担を課されていること，そしてその負担を最も寛大に取り扱っていることを見逃すことが実に多い。確かにこのことで国庫に入る純収益は減るのだが，しかし国民経済全体にとっての利益が減るわけではない。またさらに，国有林の大部分はとりわけ辺鄙な場所に位置してはいるのだが，その理由は要するに，より好立地の森林がすでに中世の時点で旺盛な取得欲をもつ私人および共同体によって先取されていたことにあるのだ。最後に，国有林と私有林の管理費用を互いに比較する場合には，国有林の林務官が，私有林や共有林などに対する国家監督の任務をも同時に担う行政官であるということを忘れてはならない。つまり後者の管理費用の一部はいわば国有林の勘定につけられているのであるが，そのことでもって計算の際に混乱してはならない。——林業はある一定の土地区画において非常に少ない労働しか必要とせず，その〔労働の〕対象にはほとんど多様性がなく，その経営は非常に規則的なので，今日において国家が中央からそれを管理したとしても，素朴極まりない三圃制時代の農業において〔国家が中央から管理する場合〕よりも多くの懸念が生ずることなどない。投機的活動は，服務規程，あらかじめ指示された経営計画ならびに公定価格を通じて多くの場合その意欲を削がれるに違いなく，それゆえ〔国営林業において〕ほとんど存在の余地は無い。天才的な林務官であっても樹木の成長を速めることはあまりできない。資本とは何よりも待つことであり，この待つということにおいて，永久の人格たる国家は難無く最高の働きをするのである。絶対値において最大の収益をあげる高木林経営は，いまなお他ならぬ国有林において最も期待され得る。さらに国有林は，〔経営者の〕思慮分別が〔他の森林と〕同程度であるとすれば，最も公益に奉仕するように管理される。なぜなら，国庫の観点からすると，私益と公益とは最も分かち難いものだからである。例えば国有林が少ないところでは，その逆の場合と比べ，気候などへの配慮

(33) 1835年までに売却された森林はかつて414万フランの収益を生み出していたが，その監視にかかる費用14万3600フランを差し引いて考えれば〔純収益は〕399万6400フラン〔ということになる〕。この森林の購入代金は1億1429万7000フランであった。売却後に支払われている地租は年額26万1475フランである。この地租を3.5％の利払いと見て資本に還元し，この資本を上の購入代金に加えると，合計額は1億2175万フランとなるが，かつての〔この森林の〕純収益はそれでもなおこの合計額に対する3.28％の利払いに相当する（Rau, Finanzwissenschaft I, §. 138）。

から私有林ははるかに厳格な監督に服さねばならない。政府が，補償金支払いによる強制収用という手段で，あらゆる必要不可欠な保安林を国有化する権利をもつとするならば，[34] それに加えて必要とされるのは結局のところたった一条の森林法に過ぎない。すなわち，いかなる森林所有者も，林地を荒廃させたり伐採したまま，その林地にただちに再び何らかの立派な苗木を並べ植えずにいることは許されない〔という法律である〕。

賃貸借の制度は，たとえそれが世襲賃貸借であったとしても，森林にうまく適用することはほとんどできないだろう。〔仮に賃貸借制がとられたとしても，〕経営資本の大部分，つまり木々を，〔森林〕所有者は自らの資金から提供せねばならないだろう。その場合，賃借人が過度の間伐を通じて木々を横領するのを一々防ぐのがいかに難しいことか！　少なくともこの事情から，従来のように直営していた場合と大差のない監督業務が必要となるのである。国有農場の場合には，賃貸借制がもたらす収益の比較的大きな安定性が賞賛される一方，直営はその国有財産を，時として多大な年間収入の減損によって苦境に陥れることもある。森林の場合にはどのみちそのような心配はほとんどない。なぜなら人は森が一時に生み出す収益を，一定の限度の中で，ほとんど自分の思いのままにできるからだ。それゆえ国家官吏による直営が国有農場ではめったにない例外となったのとちょうど同じ程度に，それは森林にとっては通例であり続けるだろう。[35]

ところで私は，国民経済的文化のさらなる成長とともに，林業もますます高い集約性をもつようになっていくだろうということに，少しも疑いをもっていない。この点での一つの模範を提供してくれそうなのが，ベルギーや，ロンバルディアのいくつかの地域，ノーフォークなどにおいて行われている造園林業である。またあちこちで剪定経営や，ハインリヒ・コッタによってかくも活発に推奨された農林混合経営も行われている。そのような場合にはもちろん，上述した個々の法則は修正されねばならない。例えばそこでは大規模なまとまりのある林地はもはや良いものとは認められ得ない。そして人は正当にも，そのような林地があまりにも多くの無駄な輸送費をもたらし，またそれゆえ大量の木や草が〔利用されずに〕枯死してしまうと非難するのだ。所有者がすぐ近くに住んでいるのであれば，小規模のグループ〔に分かれている〕林も〔大規模なまとまりのある林と〕同じように人間や家畜から保護され得るし，風害，火災，虫害などからははるかによく保護され得る。ここでは，人が種々の樹木を，熟慮された順序で，あるいは相前後させて，あるいは同時に植えることにより，輪作のよく知られた利点に到達することができる。土を掘り起こす利点もある

(34) 私がここで想定しているのはとりわけ，ある地域の木材が炭鉱との競合によって甚だしく値下がりしたというような場合である。

(35) 当然，私的な大土地所有者についても同じことが言える。

程度あり，それによって人は木の成長をより速くかつより良いものにできるのだ。〔だが〕いずれにせよ旧制度による束縛の完全なる廃止が得策なのは，その他の諸理由で造園に相当するような集約度の〔高い〕林業が期待できる所だけであろう。最も低質な土壌は，恐らく決してそれを達成し得ない。また，我々の気候条件のもとにある一つの国が，大量の化石燃料のストックをもたぬ場合に，そのような経営方法でいずれの日にかその全木材需要を満たすことができるのかどうかは，なお依然として疑わしい。しかしたとえこの問いにイエスと答えねばならない日が来るとしても，農業もまたその間に進歩しているであろうから，森林は耕地よりも低い集約度で経営されるという私の講演の主旨が依然として正しいことには変わりないだろう。

（経済学部教授）
（経済学部助教）
（経済学研究科後期博士課程）
（社会学研究科後期博士課程）